

## V 計画の実効性の確保

### 1 推進体制の整備

消費生活センター及び消費者教育コーディネーターを中心に、以下の関係部局や関係機関と連携し、施策の効果的な推進を図ります。

- 各施策において関係する所管課
- 国（消費者庁）
- 大阪府
- 警察
- 他自治体
- 消費者団体
- 事業者団体
- 消費者安全確保地域協議会（堺みまもり連絡会）
- 地域における消費者教育・啓発や見守り活動の担い手

### 2 点検・評価、実施状況の公表

- 毎年度、計画の実施状況の結果を取りまとめて、堺市消費生活審議会へ報告し、評価と改善意見を聴取します。
- 堺市消費生活審議会での評価と改善意見を各施策において関係する所管課へ共有します。また、進捗状況によっては所管課と調整、改善を行います。さらに今後の施策の進捗状況によっては所管課の見直しを行う等、施策の進捗管理を図ります。
- 改善や充実の必要な事業については適宜修正し、計画の効果的な推進を図ります。
- 各施策の実施状況は、ホームページ等を通じて市民に情報提供します。
- 計画策定後の新たな変化に対応できるよう、毎年度「計画（Plan）」→「施策実施（Do）」→「実績評価（Check）」→「施策改善（Action）」のマネジメントサイクルを実施し、進行管理を行います。